

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
（當日は、休きに當そ）

告
示

鳥取県告示第百六十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、郡家町長から次のとおり字の区域をあらたに画する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十三年三月五日

鳥取県知事 石破二朗

あらたに画する字の名称 同上の区域

大字堀越字境ヶ尾	昭和四十一年五月一日鳥取市と郡家町との境界変更により、鳥取市から郡家町に編入された区域
----------	---

鳥取県告示第百六十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和三十九年三月鳥取県告示第百九十三号の一部改正
道路交通法第百四条第四項及び第百七条の五第三項の規定による医師の指定

昭和四十三年三月五日

鳥取県知事 石破二朗

◇公安告示

- 昭和三十三年五月鳥取県告示第三百五号の一部改正
- 昭和三十六年十二月鳥取県告示第七百四十二号の廃止
- 昭和三十三年五月鳥取県告示第二百七十四号の一部改正
- 昭和三十六年十二月鳥取県告示第七百四十二号の廃止
- 昭和三十九年三月鳥取県告示第百九十三号の一部改正
- 道路交通法第百四条第四項及び第百七条の五第三項の規定による医師の指定

名 称	所 在 地	診療科名	開設者 氏名	指 定 年 月 日	採用点数表
田本歯科医院	米子市立町三丁目一〇〇	歯 科	田 本 淳	昭和四十三年二月二十日	歯科 点数表
平田歯科医院	西伯郡名和町御来屋 淀江町大字淀江八九〇	"	田 本 伊勢松	"	"
萩野薬局	鳥取市川端一丁目二〇六	"	平 田 志 郎	二十七日	"
塩見盛久	米子市日ノ出町五九 鳥薬一八〇	登録の記号及び 番号	萩野邦雄	"	"
氏 名	住 所	登 錄 年 月 日	鳥取県知事 石 破 二 朗	十五日	"
塩見盛久	米子市日ノ出町五九 鳥薬一八〇	昭和四十三年二月二十二日	鳥取県知事 石 破 二 朗	十五日	"
鳥取県告示第一百六十五号					
食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第三十五条の四					
第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規					
登録番号	登録年月日	氏 名	名称又は屋号	住 所 営業所の所在地	破 二 朗
倉振第二五三号	昭四三、二二、一五	牧田茂樹	まきた別館翠泉	倉吉市西仲町二六六六番地	東伯郡羽合町大字上浅津字宮の本

鳥取県告示第一百六十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、

次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬

局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年

政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十三年三月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十三年三月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び
番号

登 錄 年 月 日

氏 名

名 称 又 是 屋 号

登 錄 番 号

鳥取県告示第百六十六号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)第三十五条の四

第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規

則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十三年三月五日

鳥取県知事 石 破

二 朗

登録番号	登録年月日	氏名	名称又は屋号	住所	所	営業所の所在地
米振第二一九号	昭四三、二、二〇	神田昭正	米子市角盤町四丁目二〇番地	西伯郡中山町田中六一六	西伯郡中山町赤坂六三の一	住所に同じ。
"	"	松崎武	モーテル 大山	西伯郡中山町赤坂六三の一		
"	"					

鳥取県告示第百六十七号

鳥取県鶏経済能力依頼検定規程(昭和四十一年七月鳥取県告示第三百七十
六号)の一部を次のように改正する。

昭和四十三年三月五日

鳥取県知事 石 破

二 朗

第一条を次のように改める。

(検定)

第二条 検定は、産卵能力検定及び産肉能力検定の二種類とし、鳥取県中小家畜試験場(以下「試験場」という。)の長が定めた事項について行なうものとする。

2 前項の検定は、試験場において行なうものとする。

第三条中「卵用鶏」を削る。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第五条を次のように改める。

(検定の開始時期)

第五条 産卵能力検定は毎年四月一日から、産肉能力検定は毎年知事が必要と認めた日から開始するものとする。

第六条中「検定の期間は、餌付けした日から五百日間とする。」を「産卵能力検定の期間は餌え付けした日から五百日間とする。」を「産卵能力検定の期間は餌え付けした日から五百日間、産肉能力検定の期間は餌え付けした日から七十日間とする。」に改める。

第七条第一項を次のように改める。

検定の開始羽数は、その対象とするひな一銘柄につき、産卵能力検定は初生ひなめす五十羽、産肉能力検定は初生ひなめす、おす各五十羽とする。

第七条第一項中「同一等級」を削る。

第八条中「品種」を「銘柄」に改める。

別記様式を次のように改める。

01033

鳥 取 県 公 報

(第三種郵便物認可) 昭和43年3月5日 火曜日

鳥取県知事

住所
氏名年 月 日
殿

(回)

鷄の経済能力検定を受けたいので鳥取県鷄経済能力依頼検定規程により依頼します。

1 ふ化業者の登録番号及び登録年月日

2 検定の種類

3 銘柄

4 交配様式

5 検定を依頼する鷄と同一銘柄のひなを生産する種鷄の羽数

6 検定を依頼する鷄と同一銘柄のひなの前年の販売羽数

7 検定を依頼するひなの販売価格

附 則

この規程は、昭和四十三年三月五日から施行する。

鳥取県告示第六十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十三年三月五日

鳥取県知事 石 破 一 朗

1 解除に係る保安林の所在場所

鳥取県告示第六十九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年三月五日

鳥取県知事 石 破 一 朗

鳥道敷地とするため

一 解除予定に係る保安林の所在場所
口野郡日南町新屋字ツク谷一八五九の一

(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七十号

昭和四十二年九月九日付けで東伯郡東郷町大字北福一〇四番地下田登ほ

01934

か二十八人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年三月五日

鳥取県知事 石破 二朗

- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び規約の写し
- 二 縦覧に供する期間 昭和四十三年三月六日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所 東郷町役場
- 四 異議の申出

鳥取県告示第百七十二号
昭和三十三年五月鳥取県告示第三百五号（海岸保全区域の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和四十三年三月五日

鳥取県知事 石破 二朗

- 二 のただし書を削る。

別表の鳥取県中海沿岸米子海岸葭津地区海岸の項、鳥取県中海沿岸境港海岸渡地区海岸の項及び鳥取県中海沿岸境港海岸外江地区海岸の項を削る。

鳥取県告示第百七十一号

昭和四十二年九月九日付けで東伯郡東郷町大字国信一九四番地山根保則

ほか三十六人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九、

十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年三月五日

鳥取県知事 石破 二朗

- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び規約の写し
- 二 縦覧に供する期間 昭和三十三年五月鳥取県告示第二百七十四号（海岸保全区域の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和四十三年三月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

表の六の項及び八の項の区域の欄中「河川法準用河川」を「二級河川」に改める。

表の三十四の項及び三十五の項を削る。

鳥取県告示第百七十五号

昭和三十三年五月鳥取県告示第四百七十二号（海岸保全区域の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和四十三年三月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

表の五の項から十五の項までを削る。

鳥取県告示第百七十六号

昭和三十四年十二月鳥取県告示第六百六十三号（海岸保全区域の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和四十三年三月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

表の四十五の項の区域の欄の(2)を次のように改める。

(2) 境港市新屋町三、二六八番の二地先の標机

表の四十六の項を削る。

鳥取県告示第百七十七号

昭和三十九年三月鳥取県告示第百九十三号（海岸保全区域の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和四十三年三月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

表の十七の項を削る。

鳥取県公安委員会告示第十五号

道路交通法（昭和三十五年法律第二百五号）第一百四条第四項及びこれを準用する同法第二百七条の五第三項の規定により指定した医師は、次のとおりである。

昭和四十三年三月五日

医師の氏名	診療科名	勤務先	勤務先の所在地
松本 久実	精神科 精神神経科	鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 藏	岩美町国民健康保険浦富病院
大熊 永見	精神科 精神神経科	精神科 精神神経科	岩美郡岩美町浦富六四五
小松原孝介	精神科 精神神経科	精神科 精神神経科	岩美郡岩美町浦富六四五
近藤 輝雄	精神科 精神神経科	精神科 精神神経科	岩美郡岩美町浦富六四五
米子 病院	精神科 精神神経科	精神科 精神神経科	岩美郡岩美町浦富六四五
広江 病院	精神科 精神神経科	精神科 精神神経科	岩美郡岩美町浦富六四五
西伯町国民健康保険	精神科 精神神経科	精神科 精神神経科	岩美郡岩美町浦富六四五
鳥取大学医学部附属病院	精神科 精神神経科	精神科 精神神経科	岩美郡岩美町浦富六四五
西伯郡西伯町倭三九七	精神科 精神神経科	精神科 精神神経科	岩美郡岩美町浦富六四五
米子市西福原二五六の七	精神科 精神神経科	精神科 精神神経科	岩美郡岩美町浦富六四五
西伯郡西伯町倭三九七	精神科 精神神経科	精神科 精神神経科	岩美郡岩美町浦富六四五
上後藤三二	精神科 精神神経科	精神科 精神神経科	岩美郡岩美町浦富六四五
米子市西町三六の一	精神科 精神神経科	精神科 精神神経科	岩美郡岩美町浦富六四五
日原三四八	精神科 精神神経科	精神科 精神神経科	岩美郡岩美町浦富六四五

公 安 委 員 会 告 示

二 目が見えない者に係る診断を行なう医師

医師の氏名

診療科名

勤務

勤務先の所在地

野田 文男
西尾 篤人鳥取県立厚生病院 倉吉市下田中三四三
附属病院

米子市西町三六

白井 宗雄

眼科

鳥取赤十字病院

鳥取市尚徳町一一七

岡本 孝夫

内科

鳥取県立中央病院

吉方町二六五

元村 武夫

内科

鳥取県立厚生病院

倉吉市下田中三四三

神島 文雄

内科

鳥取大学医学部附属病院

米子市西町三六

三 耳がきこえない者又は口がきけない者に係る診断を行なう医師

医師の氏名

診療科名

勤務

勤務先の所在地

岡田不二雄

耳鼻いん
こう科

鳥取赤十字病院

鳥取市尚徳町一一七

太田原舜一

外科

鳥取県立中央病院

吉方町二六五

上田 博昭

外科

鳥取県立厚生病院

倉吉市下田中三四三

佐々木 寛

外科

鳥取大学医学部附属病院

米子市西町三六

四 両上肢をひじ関節以上で失つた者、両上肢の用を全く廃した者、下肢

又は体幹の機能に障害があつて腰をかけていることができない者その他
ハンドルその他の装置を随意に操作することができない者に係る診断を行なう医師

医師の氏名	診療科名	勤務	先	勤務先の所在地
上山 奎自	整形外科	勤務	先	鳥取赤十字病院
北岡 宇一	"	勤務	先	鳥取県立中央病院